

○労働政策研究・研修機構外部通報規程

(平成27年11月1日)

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（（平成16年法律第122号）以下「法」という。）等を踏まえ、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）における内部統制の確立に資するため、組織的又は個人的な非違行為及び不正又は不当な行為（以下「法令違反行為等」という。）に関し、機構の職員等以外の者からの通報を適正に処理することにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、適正な職務の遂行を確保するとともに、外部通報を行った者が不利益な取扱いを受けないよう必要な措置を講じるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、以下に定めるところによる。

- 2 「職員等」とは、就業規則第2条第1項に規定する職員及び嘱託職員、アルバイト、派遣労働者その他機構の業務活動に従事する者をいう。
- 3 「相談」とは、職員等以外の者が通報に先立ち機構から必要な助言を受けることをいう。
- 4 「外部通報」とは、職員等以外の者からの通報対象事実に関する通報をいう。
- 5 「外部通報者」とは、外部通報をした者をいう。
- 6 「通報対象事実」とは、機構における組織的又は個人的な法令違反行為等の事実をいう。

(窓口の設置)

第3条 機構は、職員等以外の者からの相談及び外部通報を受け付ける窓口を内部統制推進室に設置し、受付管理者を置く。

- 2 受付管理者は、内部統制推進室長とする。

(外部通報調査委員会)

第4条 外部通報の受理又は不受理、通報対象事実に関する調査等を行うため、外部通報調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会の設置については、別に定める。

(外部通報の受付方法)

第5条 外部通報の受付に当たっては、別紙様式1又は類似の様式により、自己の氏名、所属機関、機構との関係、通報対象事実の内容、日時及び場所並びに通報対象事実が現に行われ、又は行われるおそれのあることを示す証拠の状況等の提出を求める。

- 2 受付管理者は、外部通報を受けたときは、調査委員会に報告する。

(外部通報の受理等)

第6条 調査委員会は、前条の報告を受けたときは、外部通報としての受理又は不受理を決定する。

2 調査委員会は、前項の規定により受理の決定をしたときは、コンプライアンス委員会に報告する。

3 調査委員会は、次の各号のいずれかに該当する通報は、外部通報として受理せず、情報提供として受け付けるものとする。

一 この規程に定められた要件を満たさない通報（匿名の通報その他通報者を特定することができない通報を含む。）

二 内容が著しく不明確な通報

三 内容が虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的であることが明らかな通報

四 前各号に定めるもののほか、受理することが相当でないと認められる通報

（調査）

第7条 調査委員会は、前条第1項の規定により受理を決定したときは、速やかに事実確認のための資料収集、事情聴取等の調査方法を決定し、調査を行なう。この場合において、調査委員会は、適宜、調査状況をコンプライアンス委員会へ報告する。

2 調査委員会は、調査の実施に際して、外部通報者の秘密を守るとともに、個人情報を保護するため、外部通報者が被通報者（不正を行なった、行なっている又は行なおうとしていると通報された者をいう。）又はその関係者に特定されないよう十分留意しなければならない。

3 調査委員会は、外部通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されることを当該外部通報者に対し説明するものとする。

（コンプライアンス委員会への報告）

第8条 調査委員会は、前条の規定による調査が終了したときは、コンプライアンス委員会に報告する。

2 調査委員会は、外部通報の内容が事実であると認めるときは、当該外部通報に係る法令違反行為を是正するために必要な措置及び再発を防止するための措置を検討し、併せて報告しなければならない。

（是正措置）

第9条 コンプライアンス委員会は、前条の報告により法令違反行為があると認めるときは、これを是正するために必要な措置及び再発防止措置を講ずる。

（通報者の保護）

第10条 機構は、外部通報の内容が、機構との間に契約関係のある法人又は団体に係るものである場合、当該外部通報者が外部通報をしたことを理由として、当該法人又は団体に対し不利益な取り扱いをしてはならない。

(外部通報に係る取扱い)

第11条 受付管理者は、外部通報者の個人情報を保護するよう努めなければならない。

2 受付管理者は、外部通報者に対して、第7条第1項に規定する外部通報の受理に係る決定状況、第10条に規定する是正措置及び再発防止措置について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 この規程に定める外部通報の調査等に従事する役職員等は、外部通報に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反の排除)

第13条 前条に掲げる者は、自らに利害のある通報事案の調査等に関与してはならない。

(不正の目的)

第14条 外部通報が虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報であることが明らかとなった場合、理事長は、その通報を行なった外部通報者及びその外部通報者と雇用関係を有する法人又は団体の長に是正を求める通知を行うことができる。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本規程は、平成27年11月1日から施行する。